

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 帰 山 明 朗

公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 監査対象 | (1)公の施設 嚮陽会館
嚮陽会館前駐車場、ふれあい広場駐車場
(2)指定管理者 株式会社 きょうよう企画
(3)施設の所管課 総務課 |
| 3 事前調査期間 | 令和3年10月22日から令和3年11月5日まで |
| 4 監査日 | 令和3年11月5日 |
| 5 監査対象年度 | 令和2年度 |
| 6 監査対象事項 | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務 |
| 7 監査の方法 | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。 |

監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。

- 8 監査の着眼点 (1)施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。
 (3)利用料金の設定や収納は適正に行われているか。
 (4)利用促進のための努力はされているか。
 (5)施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか。
 (6)施設の管理に係る各種規程は整備されているか。

第2 監査対象の概要

1 施設の概要

施設名	嚮陽会館 嚮陽会館前駐車場、ふれあい広場駐車場
所在地	鯖江市桜町3丁目3番3号
施設の竣工日	嚮陽会館 昭和59年11月30日 嚮陽会館前駐車場 平成12年3月 ふれあい広場駐車場 平成12年3月
指定管理開始日	平成18年4月1日
指定管理選定方法	公募

2 指定管理者の概要

名称	株式会社 きょうよう企画
代表者	代表取締役 近藤 敬一
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（更新制 4期目）
指定管理料	指定期間総額 88,464,000円 令和2年度 19,554,000円

3 施設の利用状況

嚮陽会館利用者数（人）

利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	0	1,242	699	466	232	653	2,034	1,720	1,845	2,739	1,317	4,356	17,303
令和3年度	776	225	467	546	27	3,029	-	-	-	-	-	-	5,070

嚮陽会館前駐車場・ふれあい広場駐車場 利用台数

利用台数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	8,947	6,115	10,207	9,061	8,399	9,788	11,405	17,028	10,457	6,859	11,657	11,111	121,034
令和3年度	16,816	13,238	8,901	7,087	6,635	8,657	-	-	-	-	-	-	61,334

* 令和3年度の数值は、令和3年9月末現在

第3 監査の結果

嚮陽会館、嚮陽会館前駐車場およびふれあい広場駐車場の指定管理者（株式会社きょうよう企画）における事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、事業運営は施設の目的に沿ったものであったが、会計経理状況において一部問題があったので是正すること。

1 指摘事項

会計経理において、業者からの請求に対し支払いの遅延が散見される。鯖江市が管理を委託している公的施設であり、市民等の信用を損なうようなことがあってはならない。所管課とも協議を行い、早急に遅延を解消し、適正な会計経理が行われるようにされたい。